資料２

夜間中学設置推進・充実協議会における有識者意見
（令和元年６月 21 日）

（１） 夜間中学の設置促進

- 形式的なニーズ調査では把握は困難であり、夜間中学を設置することが希望者の掘り起こしにつながる。
- ニーズ調査実施に際し、夜間中学の認知度を上げることが必要。
- 潜在的ニーズを持つ者の掘り起こしには、子供の貧困対策に取り組む NPO 法人等との連携も有効。
- 首都圏や大都市と異なり、地方では設置場所によって通学が困難な者が生じることを考慮する必要。
- 自治体における夜間中学の担当課・担当者を明確にすることも有効。

（２） 既設の夜間中学の教育活動の充実等

①高齢の義務教育未修了者

- 高齢の生徒は重い疾患のある生徒もおり、養護教諭の必要性は高い。
- エレベーターなどの設備がないと、車いすの希望者を断らざるを得なくなる。

②入学希望既卒者

- 不登校等による入学希望既卒者の中には、心のケアを必要とする者も多い。

③外国人

- 外国籍の生徒が約８割を占める中、日本語指導をどのように行っていくかが課題。国や自治体において関係部署間の連携を図り、日本語教育の専門家がきちんと指導する場の整備が必要。
- 地域によって日本語指導に関する取組や予算に差があるのが現状。
- 日本語指導ができる教師の確保が難しい。
- 外国人の入学希望者が増加する中、入学基準の明確化や入学相談会の実施等、夜間中学は単なる日本語指導の学校ではなく、義務教育の機会を確保するためのものであるということを示す必要。

④教職員体制（養護教諭、SC、SSW を含む）

- 現在の教職員定数の枠では多様な生徒一人一人に対応した指導ができない。夜間中学に特化した加配措置が必要。
- 自治体の単費で日本語指導の教員や非常勤講師などを措置しているが、今後の外国人や入学希望既卒者の増加に対応するためには、指導・運営体制の拡充が必要。
- 教員の働き方改革の必要性が高まる中、日本語指導をすべて教員頼みとするべきではない。一方で、外部人材の確保も難しいという現

状も認識することが必要。

- 発達障害等を有する生徒もいることから、養護教諭の配置について国として整備できないか検討が必要。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置についても検討が必要。
- 勤務時間の特殊性から夜間中学での勤務を希望する教師が少なく、技量をもった教師の確保や外部人材の活用が課題。

⑤経済的支援、給食

- 学齢経過者は国の就学援助の対象となっておらず、自治体が独自に措置しているため、財政力により格差が生じていることが課題。国による整備が必要。
- 通学費用について自治体によって支給状況に差がある。
- 給食は教育活動の一環。夜間に通ってくることも考えると必要。

（３）他市町村からの受入れ

- 他市町村からの受入れについて応分負担を求めることもあり得るが、地方財政措置されている経費もあり、県が調整役を担っているものの、市町村間の調整が難しい。
- 区市をまたいだ生徒の受入れについて整理が必要。

（４）協議会の設置

- 協議会のメンバーや役割について、もう少し自治体が柔軟に対応できるようにすることが必要。
- 全国的な設置状況を踏まえて、協議会の設置を努力義務化すべきではないか。
- 協議会への参画を通じて、教育委員会と自主夜間中学等の関係者の連携を図ることが必要。

（５）広報活動の推進

- 国において政府広報を活用するなどして全国的な広報を検討すべき。

（６）自主夜間中学等

- 夜間中学のない地域においては、中卒認定試験を目指す外国籍の学齢経過者がいるが、民間の学びの場への交通費などの問題で挫折する者も多い。
- 自主夜間中学においてはスタッフや生徒が定着しない。スタッフの確保が課題。